二　中小企業者等（令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を除く。）に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付けについては、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、七億二千万円とする。

三　中堅企業及び大企業に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付けについては、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず、二十億円とする。

四　前三号に定めるところによる特定資金の貸付けについては、併せて実施される他の金融支援の金額が、原則として当該貸付けの金額の一・五倍以上となるよう実施するものとする。

（利子補給金の支給に関する事項）

第六条　東日本大震災に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、利子補給金の支給は、指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　利子補給金の支給の対象は、平成二十七年三月三十一日までに行われる特定資金の貸付けであって、次に掲げるものとする。

一　第三条第一号に掲げる者のうち、東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）及び東日本大震災における原子力発電所事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第二項又は第二十条第五項の規定により同法第十五条第二項第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域（当該緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示されたことのある区域を含む。以下同じ。）内に事業所を有する旨の証明を有するもの（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）を対象とする特定資金の貸付け（前条第四項の規定の適用を受けた特定資金の貸付けのうち、指定金融機関が既に行った損害担保取引に係るものに係る債権の弁済に充てる部分を除く。）

二　第三条第一号に掲げる者のうち、東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた事業者又は前号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する事業者の事業活動に相当程度依存している者（売上額等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事業に係る証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）を対象とする特定資金の貸付け（前条第四項の規定の適用を受けた特定資金の貸付けのうち、指定金融機関が既に行った損害担保取引に係るものに係る債権の弁済に充てる部分を除く。）

三　第三条第二号に掲げる者（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）を対象とする特定資金の貸付け

四　第三条第三号に掲げる者のうち、東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）、東日本大震災における原子力発電所事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法第十五条第二項又は第二十条第五項の規定により同法第十五条第二項第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する旨の証明を有するもの（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）及び東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた事業者若しくは第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する事業者の事業活動に相当程度依存している者（売上額等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事業に係る証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）を対象とする特定資金の貸付け

五　第三条第四号に掲げる者であって、被災地域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体の区域並びに原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長の指示に基づく要請を受けた地方公共団体及び行政機関の調査結果に基づき出荷自粛等の要請が行われた地方公共団体の区域をいう。）の農林畜水産物等を継続して調達するもの（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）を対象とする特定資金の貸付け

六　第三条第五号に掲げる者のうち中堅企業及び大企業であって、東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）、東日本大震災における原子力発電所事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法第十五条第二項又は第二十条第五項の規定により同法第十五条第二項第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する旨の証明を有するもの（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）及び東日本大震災により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた事業者若しくは第一号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する事業者の事業活動に相当程度依存している者（売上額等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事業に係る証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）を対象とする特定資金の貸付け（当該中堅企業及び当該大企業が属する企業集団の資金管理を行い当該中堅企業及び当該大企業に資金融通を行う中堅企業及び大企業を対象とする特定資金の貸付けを含むものとする。）

七　第三条第五号に掲げる者及び同条第六号に掲げる者（同条第一号又は第五号に掲げる者の生産する部品又は代替困難な製品（当該部品又は代替困難な製品を使用して生産された部品又は代替困難な製品を含む。）を使用して製品を生産しようとする者に限る。）のうち、中堅企業及び大企業であって、下請企業等関連産業が幅広い国内企業又は当該国内企業の事業の継続に不可欠な企業（特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う者に限る。）を対象とする特定資金の貸付け

八　前条第八項に規定する特定資金の貸付け

3　利子補給金の利子補給率は、次に掲げるとおりとする。

一　前項第一号に掲げる者を対象とする場合は、三億円を限度に年〇・五パーセントとする（令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合以外の場合にあっては、公庫、沖縄振興開発金融公庫（以下「沖縄公庫」という。）及び指定金融機関で合計して、一貸付先当たり一億円を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間年一・四パーセントとする。）。

二　前項第二号に掲げる者を対象とする場合は、公庫、沖縄公庫及び指定金融機関で合計して、一貸付先当たり三千万円を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間年〇・九パーセントとする（令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合を除く。）。

三　前項第二号に掲げる者（最近三か月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前四年のいずれかの年の同期に比し五パーセント以上減少している者又は最近一か月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前四年のいずれかの年の同月に比して二十パーセント以上減少しており、かつ、その後二か月を含む三か月の売上高、売上高総利益率若しくは売上高営業利益率が前四年のいずれかの年の同期に比して二十パーセント以上減少することが見込まれる者に限る。）を対象とする場合は、三億円を限度に、年〇・三パーセントとする。

四　前項第二号に掲げる者（雇用の維持又は雇用の拡大を図る者に限る。）を対象とする場合は、三億円を限度に、年〇・二パーセントとする。

五　前三号は、同時に適用することができるものとする。